

神石高原町立保育所

指定管理者業務に関する仕様書

令和5年7月

神石高原町子育て応援課

神石高原町くるみ保育所（以下「保育所」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び管理運営基準とその範囲等は、この仕様書によるものとします。

1 基本方針

指定管理者制度は、従来の公に施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理運営を代行する制度です。指定管理者は、施設の適正な管理運営を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていかねばなりません。

指定管理者は、保育所を管理運営するにあたって、次に掲げる項目に留意してください。なお、神石高原町（以下「町」という。）は、施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対し、指示等を行います。

- (1) 保育所の運営については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、神石高原町保育所条例（平成16年神石高原町条例第109号。以下「条例」という。）、神石高原町保育所条例施行規則（平成16年神石高原町規則第54号。以下「施行規則」という。）、神石高原町保育所処務規定（平成16年神石高原町訓令第37号）、その他国・県の関係通知など関係法令通達の内容を十分理解し、これらの規定を遵守した運営を行うこと。
- (2) 入所児童の最善の利益を優先し、保育所の効用を最大限に発揮し、児童福祉の積極的な増進をするよう努めること。
- (3) 家庭や地域社会との連携を図り、入所児童が健康的に、かつ安全で情緒の安定した生活ができる環境を整備すること。
- (4) 公の施設であることを常に念頭において、利用者の平等な利用を確保すること。
- (5) 神石高原町個人情報保護条例（平成16年神石高原町条例第10号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。
- (6) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めるよう努めること。
- (7) 効率的な運営に努め、管理経費の縮減に努めること。
- (8) 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理運営を行うこと。
- (9) 町と密接な連携を図りながら管理運営を行うこと。
- (10) 園児数（令和6年4月1日の予定数）
5歳児3人、4歳児3人、3歳児3人、2歳児5人、1歳児5人、乳児2人

2 保育時間

保育時間は、原則次のとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日、午前7時30分から午後6時30分まで。

*特に必要があると認めるときは、町長の承認を得て変更することができる。

3 休所日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

*特に必要があると認めるときは、町長の承認を得て変更することができる。

4 指定管理業務の内容

I 保育所の運営

保育所保育指針に基づき保護者との連携を密にし、保育の全体的な計画及び指導計画のもとで保育を行うものとする。

また、所児は1日の大半を保育所で過ごすことから、安全の確保、健康の保持、衛生の保持等について細心の注意を払うものとする。

- (1) 延長保育、一時預かり保育、障害児保育、そのほか地域ニーズを踏まえ、必要に応じ実施すること。

- (2) 地域の子育て支援のための相談、助言に係る事業を実施すること。

(3) 給食とおやつの実施

- ① 保育所の実施日は原則給食を実施すること。また、保育時間に応じたおやつを提供すること。

- ② 給食及びおやつの食材は、可能な限り地産地消に努めること。また、おやつについては、原則手作りおやつとすること。

- ③ 給食調理業務は、所内の調理室を使用して、指定管理者の雇用する職員が調理し、児童の発育・発達状況、摂取状況、アレルギー等を考慮して事故のないように提供すること。

- ④ 給食の運営が衛生的かつ安全に行われるよう、食中毒防止や感染症の発生防止等に努めること。

- ⑤ 延長保育対象児童におやつを提供すること。

(5) その他

- ① 行事、健康診断等は、他の公立保育所で実施している内容を踏まえて実施すること。

- ② 所児の生活や発達の連続性を踏まえて、保育内容を工夫するとともに、就学に向けて小学校との積極的な連携を図ること。

- ③ 保育料以外の費用について保護者から徴収する場合は、徴収の対象となる物品の種類及び金額について、あらかじめ町の承認を得ること。

II 施設及び設備維持管理に関する業務

指定管理者は、施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に

円滑に行われるよう、施設及び設備の日常点検、保守及び法定の環境測定等の保守管理業務を行うこと。

(1) 保守管理業務

指定管理者は、児童が安全かつ安心して利用できるよう施設の保全に努めるとともに、日常的に点検を行い、美観を維持してください。また、施設等の不具合を発見したときは速やかに町へ連絡し、協議してください。原則として、設備機器等の保守点検業務に要する経費及び見積額1件10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の修繕については、指定管理者の責任において、町からの指定管理料の範囲内で実施するものとします。

ただし、1件10万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える修繕については町が実施するものとします。また、1事業年度における修繕費の累計額が事業計画書に付した収支予算書に示す修繕料の額を超える場合は、甲乙協議のうえ実施するものとします。

(2) 備品管理業務

指定管理者は、町の所有する備品及び指定管理料で購入した物品について、神石高原町財務規則（平成16年神石高原町規則第36号）及び関係規定に基づき、適切に管理してください。また、児童が備品を安全に利用するために、定期的に安全点検を行うとともに、不具合が生じた場合や更新が必要な場合は、速やかに町へ連絡し、協議してください。原則として、見積額1件10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の備品の購入については、指定管理者の責任において、町からの指定管理料の範囲内で購入するものとします。

ただし、1件10万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える備品の購入が必要な場合については、町が行うものとします。

(3) 清掃業務

良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を行ってください。

(4) 保安警備業務

施設の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保するよう努めること。また、防火管理者を設置すること。

(5) 緊急時の対応等

- ① 指定管理者は、災害緊急時の避難、誘導、安全確保その他必要な通報等についての対応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には的確な対応を行うこと。
- ② 利用者等の急な病気、けが等に対応できるよう、医療機関と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。
- ③ 指定管理者は、保育所敷地内における事故及び入所児童の敷地外における保育中又は通所中における事故については、事故の大小、保険給付の有無にか

かわらず、発見次第速やかに町に報告するとともに、速やかに必要な対応を行うこと。

(6) 保険への加入

指定管理者は応募要項、仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に参加してください。なお、火災保険及び「(独)日本スポーツ振興センター」に係る障害保険については、町が加入します。

Ⅲ その他

指定管理者は、毎年5月末までに事業報告書及び収支決算書を、毎年12月末までに翌年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、町へ提出すること。

5 職員の配置等

- (1) 職員等の配置について、認可保育所の配置基準を満たしていること。
- (2) 職員等の勤務形態は、保育所の管理運営に支障がないように定めること。
- (3) 職員等に対し、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。

6 業務の引継ぎ

(1) 指定管理者として議会の議決を受けたときから指定管理開始までの期間の引継ぎ

- ① 指定管理者として議会の議決を受けたときから引継ぎに係る準備期間とし、町と指定管理者との合同保育期間は、令和6年1月から3月までとする。引継ぎに係る人員、方法等については、町と協議し、現在の保育所職員と連携し進めること。
- ② 引継ぎに要する費用については、指定管理者の負担とする。

(2) 指定期間終了後の引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了後又は指定の取消し等により、町又は次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

7 指定管理者の賠償責任

指定管理者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し神石高原町又は第三者に損害を与えたときは、民法第709条の規定により、その損害を賠償しなければならない。また、国家賠償法第1条又は第2条の規定により神石高原町が第三者に当該損害を賠償したときは、神石高原町が求償権を行使することができる。

8 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合は、神石高原町と協議の上、決定することとする。